



令和5年度保育士・保育教諭を募集

保育士・保育教諭（会計年度任用職員）を募集します。

給与・報酬

- ①月額174,000円～218,200円（担任）
 - ②月額150,929円～191,393円（加配）
 - ③月額129,367円～164,051円
 - ④月額86,245円～109,367円
 - ⑤月額43,122円～54,683円
- ※職歴に応じて決定します。※交通費支給あり。

勤務時間

- ①7時間45分（フル）
 - ②7時間（パート）
 - ③6時間（パート）
 - ④4時間（パート）
 - ⑤2時間（早朝・夕方パート）
- ※いずれも週5日勤務

勤務先

市立保育所・こども園

応募資格

保育士証または幼稚園教諭免許状を有し、自動車通勤が可能な方

募集人数

若干名

任用期間

4月1日～令和6年3月31日（更新あり）

応募方法

登録申込書（市役所および各総合支所に設置、市ホームページに掲載）に記入の上、履歴書（写真添付）、資格を証明するものの写しを添えて幼児教育課（市役所新館3階）まで持参または郵送

募集期限

2月10日（金）必着

選考方法

書類審査の上、実技・面接を行います。

▶幼児教育課（☎64・3222）



令和5年度子育てつどいの広場在宅指導補助員を募集

子育てつどいの広場の在宅指導補助員（会計年度任用職員）を募集します。

仕事内容

子育てつどいの広場の運営に係る業務の補助（親子の受け入れ、行事開催、グループ活動支援、子育てに関する相談・情報提供など）

報酬

時給963円～1,036円

※職歴に応じて決定します。※交通費支給あり。

勤務先

子育てつどいの広場（龍野、新宮、揖保川、御津）

勤務時間

行事等で人員が必要な時に9～16時の間で3時間または6時間 ※月1～4日程度勤務

募集人数

若干名

特記事項

資格は問いません。ただし、保育等経験がある方を優先します。

任用期間

4月1日～令和6年3月31日（更新あり）

応募方法

応募申込書（市役所および各総合支所に設置、市ホームページに掲載）、履歴書（写真添付）、保育士資格等がある場合は証明するものを添えて児童福祉課（市役所新館1階）へ持参または郵送

募集期限

1月27日（金）必着

選考方法

書類審査の上、面接を行います。

▶児童福祉課（☎64・3153）



令和5年度母子父子自立支援補助員兼事務補佐員を募集

母子父子自立支援補助員兼事務補佐員（会計年度任用職員）を募集します。

仕事内容

児童手当・児童扶養手当等の申請受付、母子父子家庭に係る相談支援など

報酬

月額120,960円～134,960円

※職歴に応じて決定します。※交通費支給あり。

勤務先

児童福祉課

勤務時間

週31時間 ※週4日勤務

募集人数

1名

特記事項

資格は問いません。ただし、社会福祉士資格等がある方、児童福祉相談員経験がある方を優先します。

任用期間

4月1日～令和6年3月31日（更新あり）

応募方法

履歴書（写真添付）、社会福祉士資格等がある場合は証明するものを添えて児童福祉課（市役所新館1階）へ持参または郵送

募集期限

1月27日（金）必着

選考方法

書類審査の上、面接を行います。

▶児童福祉課（☎64・3153）



令和5年度給食配膳員を募集

給食配膳員（会計年度任用職員）を募集します。

仕事内容

学校給食の配膳

報酬

時給963円～1,036円

※職歴に応じて決定します。※交通費支給あり。

勤務先

市内小・中学校

勤務時間

2時間（11時20分～14時（うち休憩時間40分））※週5日勤務

募集人数

小宅小学校（2名）、揖西西小学校（1名）、神部小学校（2名）、御津小学校（2名）、新宮中学校（1名）、御津中学校（1名）

任用期間

4月1日～令和6年3月31日（更新あり）

応募方法

履歴書をすこやか給食課へ持参または郵送

募集期限

1月31日（火）必着

選考方法

面接（面接日時は別途通知）

選考結果

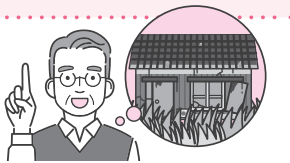
面接後2週間程度で郵送にて通知

▶すこやか給食課（中央学校給食センター）（☎72・8181、☎679-4025 揖西町小畑489-15）



空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免制度を創設

空き家対策を図るため、適正に管理されていない空き家を除却した後の土地について、固定資産税の一部を減免します。



対象となる土地

空き家を除却したことにより、住宅用地特例^{（注1）}が解除された土地

※ただし、令和5年1月1日以前に空き家を除却した土地、および次に該当する土地は対象となりません。

- ・除却した空き家以外の住宅の敷地として使用している土地
- ・営利目的で使用している土地
- ・空き家を除却した年の1月1日における所有者が個人でない土地
- ・空き家を除却した年の1月1日における所有者と、空き家を除却した年の翌年の1月1日における所有者が異なる土地。ただし、相続による所有権移転は除きます。

（注1）土地に対する固定資産税が課税される年の1月1日（賦課期日）に、住宅等の敷地として使用されている土地（住宅用地）について、税負担が軽減される特例措置です。

減免額

住宅用地特例が解除される年度の減免対象土地に係る固定資産税の額から当該土地が住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した固定資産税の相当額を減じた額

減免対象期間

空き家を除却した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分

※ただし、減免の期間中であっても、次に該当する場合は、減免期間を終了します。

- ・住宅用地特例の適用を受けることとなったとき
- ・売買等により、所有権移転されたとき。ただし、相続による所有権移転は除きます。
- ・適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたとき
- ・不正な行為等により虚偽の申請を行っていたことが判明したとき

事前相談

固定資産税の減免を申請しようとする方は、減免対象土地に該当するかを、必ず空き家の除却前にまちづくり推進課および市税課と協議してください。

※制度内容、申請に関する詳細は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先

【空き家に関すること】まちづくり推進課（☎64・3167）

【減免手続きに関すること】市税課（☎64・3146）



令和4年度利用者負担額（保育料）の補助について

市と兵庫県では、子育てしやすい環境づくりを推進するために、保育料の一部を補助する保育料軽減制度を実施しています。

補助対象・補助基本額

補助対象要件（世帯要件）		3歳未満児の子どもが、保育所、認定こども園を利用している世帯 ※1
補助対象要件（所得要件）※2		第1子：市民税所得割額57,700円未満の世帯 第2子以降：市民税所得割額155,500円未満の世帯 ※3
補助基準額（月額）※4	第1子	①10,000円 ②保育料の1/2の金額 ③保育料から5,000円を引いた金額 ①～③の最も低い金額が補助限度額となります。 月額5,000円を超える保育料に対して、補助します。
	第2子以降	①15,000円 ②保育料の1/2の金額 ③保育料から5,000円を引いた金額 ①～③の最も低い金額が補助限度額となります。 月額5,000円を超える保育料に対して、補助します。

※1 国の制度により、複数の子どもがいることによる保育料の軽減措置（半額、無料）、ひとり親世帯等に該当することによる保育料の軽減措置（第1子保育料半額以下、第2子以降無料）を受けている場合は対象となりません。

※2 4月から8月分の保育料の補助については令和3年度市民税所得割額、9月から3月分の保育料の補助については令和4年度市民税所得割額となります。

※3 ひとり親世帯等については169,000円未満となります。

※4 給食費や通園バス代など、各園で独自に徴収しているものについては対象となりません。

申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、幼児教育課、各総合支所地域振興課市民健康福祉係または保育所、認定こども園に提出してください。対象見込者には保育所等から申請書を配布します。

▶幼児教育課（☎64・3222）

